

住田町公共建築物等木材利用推進方針

第1 趣旨

この基本方針は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用を促進し、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地域環境の保全、林業・木材産業の振興を図るために必要な基本的事項等を定めるものとする。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果

町が公共建築物等において率先して木材の利用を促進し木材の利用を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「安全・安心な暮らし」「地域経済の活性化と雇用の創出」「地球温暖化防止と循環型社会の形成」に貢献することになる。

また、公共建築物は多くの町民が利用する施設であり、木造化・内装等の木質化を図ることにより、町民に対して「木との触れ合い」、「木の良さを実感する」機会を広く提供することが可能となる。

このようなことから公共建築物に重点を置いて木材の利用を促進することにより、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及びバイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物等における木材利用の促進

木材利用を促進すべき公共建築物等は、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民に利用される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（公民館等）、公営住宅等の建築物。その他町長が必要と認める施設。

(2) 町以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

町以外の者が整備する（1）に準ずる公共性の高い建築物については、町は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

2 建築物以外の木材利用の促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入も併せて促進するものとする。

また、公共工事における資材についても木材利用を促進する。

第4 公共建築物等における木材の利用目標

第3の1の木材利用を促進すべき公共建築物等のうち、原則2階建て以下の公共建築物について、新築・増築又は改築を行う場合は、可能な限り木造化を図ることを目標とする。

また、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を推進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、原則として森林認証材など合法性が証明された町内産をはじめとする地域材とし、乾燥や強度が明示されている JAS 製材の使用に努めるものとする。

注) この推進方針において「木造化」とは、構造物上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい「内装等の木質化」とは、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第5 その他の事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において木材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等を整備するにあたり、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮したうえで木材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における木材利用の推進体制

公共建築物等における木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、木造化・内装等の推進に必要な情報収集・提供を行い、必要に応じて木材利用推進に関する会議を開催し、取り組みの強化に努めるものとする。

附 則

この基本方針は、平成24年12月1日より施行する。